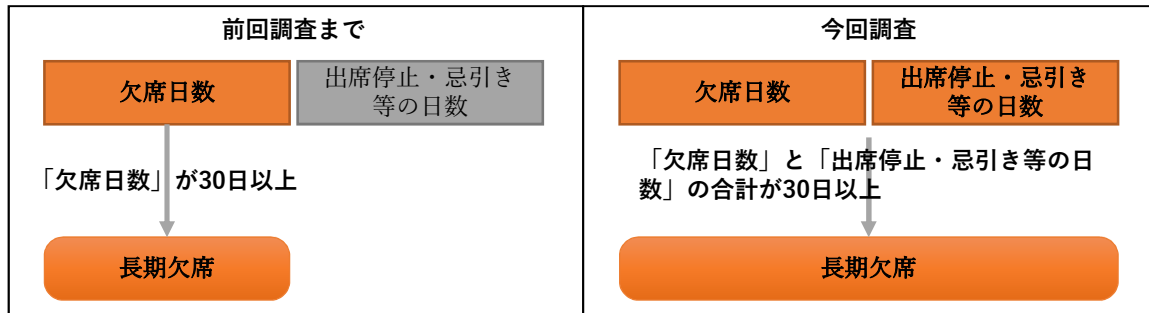


令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
**<解説資料> 長期欠席の理由の選択方法について**

今回調査では長期欠席の定義を変更し、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」のみではなく、「**欠席日数**」と「**出席停止・忌引き等の日数**」の合計が30日以上であることを**長期欠席として**います（「出欠の記録」の「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含める）。



また、**欠席理由の区分として「新型コロナウイルスの感染回避」欄を新たに設けています。**

学年	小学校							合計	
	病気	経済的理由	不登校（A）				新型コロナウイルスの感染回避 <b>（新規）</b>		その他
			(A)のうち、前回調査でも不登校に計上されていた者	(A)のうち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者			
1年								0	
2年								0	
3年								0	

これらの変更は、

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒について、合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「欠席日数」ではなく「出席停止・忌引き等の日数」とすることが可能である旨を文部科学省から示していることから、「欠席日数」のみでは、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正しく把握することができないと考えられること
  - ・指導要録上の扱いにかかわらず、長期にわたり登校していない児童生徒の実態を正確に把握し、相談や支援の充実につなげていく必要があること
  - ・感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、従来の不登校やその他の理由とは分けて把握すべきものであること
- 等を踏まえたものです。

各学校におかれては、長期欠席に該当する児童生徒の特定や長期欠席の理由の選択に当たり御負担をおかけしますが、上記を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

長期欠席の理由の選択方法は、調査票の学校12頁（小・中学校）・学校16頁（高等学校）において、注書きにて記載しているとおりですが、特に注意いただきたい点を以下にお示しますので、長期欠席者数の記入の際には必ず御確認くださいようお願いいたします。

✓指導要録上「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き等の日数」欄のいずれに計上されているかにかかわらず、登校しなかった理由によって選択すること

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、登校しない児童生徒の指導要録上の扱いについて例年とは異なる対応がとられている可能性があり、その状況については地域や学校によって異なると考えられます。

一方、本調査においては、調査結果の継続性の確保等の観点からは、指導要録上の取扱いにかかわらず、実態に照らして、例えば「不登校」の欄に、例年であれば計上されるケースは計上し、そうではないものは含まないことが望ましいといえます。

そのため、登校しなかった日が指導要録の「欠席日数」欄と「出席停止・忌引き日数」欄のいずれに計上されているかにかかわらず、実質的に、従来から本調査において対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかから、主な理由を一つ選び計上してください。（例えば、「出席停止・忌引き等の日数」欄が30日以上であることをもって、登校しなかった理由を考慮することなく「その他」に計上するといったことのないよう留意ください。）

✓理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選択して記入すること

長期欠席の理由が二つ以上ある場合には、「その他」欄に計上するのではなく、主な理由を一つ選び計上してください。（例えば、「不登校」25日、「病気」5日の場合には「不登校」欄に計上）

✓『新型コロナウイルスへの感染回避のために登校しなかった日数』及び『「出席停止・忌引き等の日数」のうち「学校教育法・学校保健安全法に基づく出席停止等の日数（※）」』を除き、従来から本調査が対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となる場合には、主な理由によって「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」欄のいずれかに計上すること ①

（このような場合には「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上しないこと）

✓また、『新型コロナウイルスへの感染回避のために登校しなかった日数』及び『「出席停止・忌引き等の日数」のうち「学校教育法・学校保健安全法に基づく出席停止等の日数（※）」』を除けば、従来から本調査において対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たない場合は、主な理由によって「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」欄のいずれかに計上すること ②

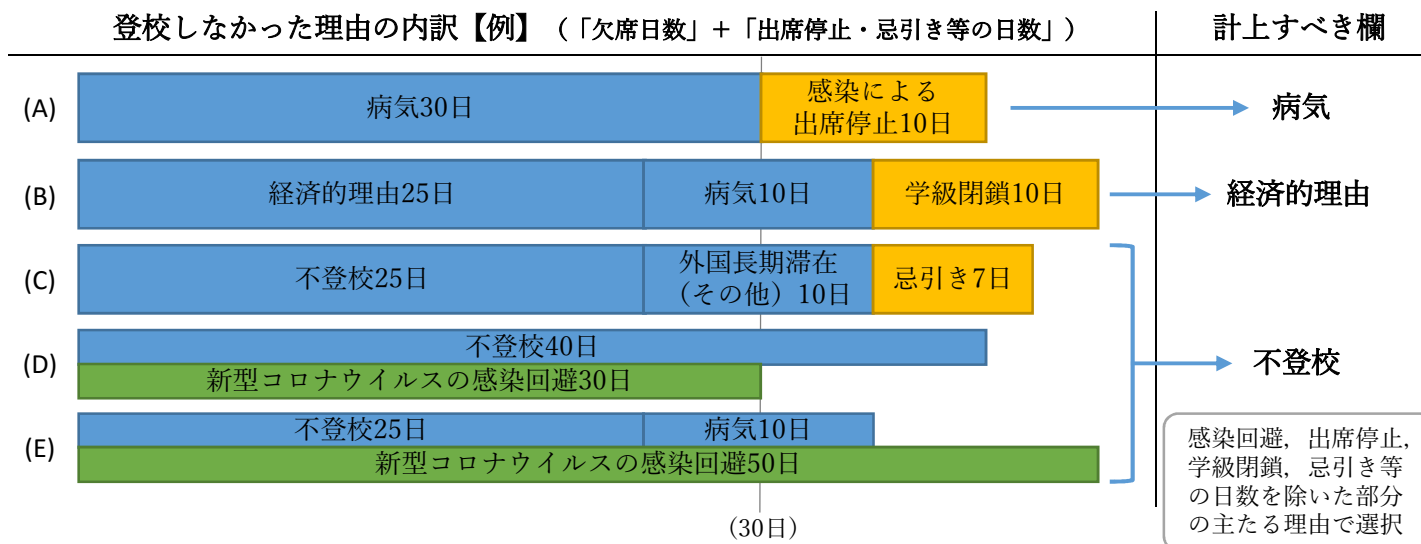
（このような場合には「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上しないこと）

※ 「学校教育法・学校保健安全法に基づく出席停止等」：学校教育法または学校保健安全法等に基づく出席停止、学年の一部の休業、忌引き、非常変災その他特に必要な場合で校長が出席しなくてもよいと認めたもの

これまでの調査において長期欠席の理由としていた「病気」「経済的理由」「不登校」について、できる限り従来と同じ定義で、過去の数値と比較可能な形で把握するために、このような取扱いとしています。次ページで事例を挙げて詳しく解説しますので御確認ください。

①従来から本調査が対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日以上となり、主な理由によって「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」欄のいずれかに計上する場合の例

以下の例のような場合は、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったとしても、例年であれば長期欠席に該当するものと考えられます。このような場合は、新型コロナウイルスの感染回避のために登校しなかった日数があっても、「新型コロナウイルスの感染回避」欄には計上せず、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」のいずれかの中から、主な理由を一つ選び計上してください。



②従来から本調査が対象としている「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、主な理由によって「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」欄のいずれかに計上する場合の例

以下の例のような場合は、新型コロナウイルス感染症の影響がなかったならば、例年であれば長期欠席に該当しないものと考えられます。このような場合は、「病気」「経済的理由」「不登校」欄には計上せず、「新型コロナウイルスの感染回避」と「その他」のいずれかの中から、主な理由を一つ選び計上してください。

